

小平市業務継続計画
(新型インフルエンザ等編)

令和2年12月修正

小 平 市

目 次

はじめに	1
第1章 総論	
1 計画の目的	2
2 修正の概要	2
3 基本的な考え方	2
4 市の体制	3
5 市行動計画と本計画の関係	3
第2章 被害想定	
1 想定する感染症	4
2 流行予測による被害想定	4
3 市職員の被害想定	4
4 ライフライン等の被害想定	5
第3章 業務継続体制の確保	
1 職員の感染予防・感染拡大防止	6
2 市有施設における感染拡大防止	6
3 関係事業者への業務継続対策の要請	7
4 正確な情報の収集と意識の共有	7
5 その他	7
第4章 優先業務	
1 優先業務	8
2 業務の絞り込みの考え方	10
第5章 本計画の実施	
1 本計画発動前の検討事項	11
2 本計画の発動手順	11
3 本計画発動後の応援職員の派遣手順	11
4 その他の業務継続態勢	12
5 全庁的な配慮	12
6 本計画の発動の解除	12
7 本計画の見直し	12
資料編 各課の業務一覧	

はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。平成21年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、小平市（以下「市」という。）においても、平成21年5月に「小平市新型インフルエンザ対応指針」を、平成21年12月に「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る業務継続計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

また、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行されたことに伴い、市の新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とすべく、平成27年3月に「小平市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「市行動計画」という。）を策定した。

以上より、平成21年12月に策定した「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る業務継続計画」を、市行動計画の内容等を踏まえた計画にするため、「小平市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」とし、修正を行うものとする。

第1章 総論

1 計画の目的

新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されてきた。

市は、市民の生命と健康を守るため、市民生活に不可欠な行政サービスを継続していかねばならない。そのため、職員の感染の予防及び感染拡大防止等に必要な対策を講じ、多数の職員が不在となることによって市の業務の継続が困難となることがないように、最大限の努力を行う。

一方、新型インフルエンザ等により多くの職員が罹患し欠勤することや、学校・保育所等の閉鎖等による子の保護などのため、市の多くの職員が不在となった場合も想定しておく必要がある。

このような状況に至った場合には、市の通常業務の一部を可能な限り休止又は縮小することにより人的資源（人員）を確保し、新型インフルエンザ等の流行により発生する小平市新型インフルエンザ等対策本部業務（以下「市対策本部業務」という。）や、市民生活及び市役所機能の維持等のために継続しなくてはならない業務に人員を集中的に投入し、これらの業務を優先的に継続する必要がある。そのために必要な実施体制や実施手順、優先業務等をあらかじめ業務継続計画で定め、効率的に遂行していくことで、市民の生命と健康を守り、市民生活及び市役所機能の維持等を継続することを目的とする。

2 修正の概要

平成27年3月に策定された市行動計画の内容を踏まえ、小平市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）（以下「本計画」という。）の対象となる感染症や被害想定の変更、近年の組織改正及び所管する事務の見直し等の状況に対応させるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施した業務継続態勢を反映させるため、本計画の名称及び内容並びに各課の優先業務の修正を行うこととする。

3 基本的な考え方

（1）市行動計画に基づく市対策本部業務を適切に実行する。

新型インフルエンザ等発生時に新たに発生する市行動計画に規定する市対策本部業務を、最優先に実施するための体制を構築する。

（2）新型インフルエンザ等の流行時においても、市民生活の維持に必要不可欠な業務を継続する。

市は、市民に最も身近な行政機関であり、市民生活の維持に必要不可欠な様々な行政サービスを提供している。新型インフルエンザ等の流行時においても確実に継続していかねばならない。

（3）感染拡大を防止する観点から不急業務等を縮小・休止する。

来庁者及び職員等への感染拡大を防止する観点から、新型インフルエンザ等の感染状況を踏まえ、感染拡大につながる業務や不急の業務を可能な限り縮小・休止することにより、接触機会を抑制する必要がある。

（4）職員の感染防止を徹底する。

市政の運営を継続していくためには、業務の継続に必要な職員が出勤できることが不可欠であ

るため、可能な限り職員が新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。人命の安全確保を第一に考えて、感染防止について職員への指導を徹底する。

4 市の体制

(1) 市対策本部の設置

政府対策本部長より、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市は、特措法第34条に基づき、直ちに小平市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

なお、新型インフルエンザ等の流行状況により必要があるときは、政府による緊急事態宣言が出される前であっても市対策本部を設置できる。

(2) 市対策本部会議の構成

- ・本部長・・・市長
- ・副本部長・・・副市長、教育長
- ・本部員・・・各部長、健康推進課長、市の区域を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員

(3) 職務の代理

①本部長の職務の代理

第1位 副市長

第2位 教育長

②副本部長の職務の代理

第1位 健康福祉部健康・保険担当部長

第2位 総務部危機管理担当部長

第3位以下の順序は、小平市長の職務を代理する職員に関する規則（平成19年規則第15号）の例による。

5 市行動計画と本計画の関係

市行動計画は、市の新型インフルエンザ等対策の基本方針等を示すものであり、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生期）、都内発生早期、都内感染期及び小康期の各段階における市が取り組むべき対策等を定めているものである。

本計画は、市行動計画で定められている市対策本部業務を的確に実行するとともに、市民生活及び市役所機能維持に必要な業務を限られた人的資源の中で実行するための計画である。

第2章 被害想定

1 想定する感染症

市行動計画が対象とする感染症と同様とする。（本計画において「新型インフルエンザ等」という。）

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

※法令の改正により、市行動計画の対象となる感染症が新たに指定された場合は、本計画においても対象の感染症とする。

2 流行予測による被害想定

市行動計画では、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画を参考に、人口の集中する東京都の特性を考慮し、市民の約30%が罹患すると想定している。

<流行規模・被害想定>

罹患割合	市民の約30%が罹患（人口：187,000人として試算）
患者数	56,100人
健康被害	【流行予測による被害】 外来受診者数 : 56,100人 入院患者数 : 4,300人 死亡者数 : 210人（※インフルエンザ関連死亡者数）
	【流行予測のピーク時の被害（1日あたり）】 新規外来患者数 : 730人 最大患者数 : 5,500人 新規入院患者数 : 60人 最大必要病床数 : 390床

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

※健康被害は、罹患した全ての患者が医療機関を受診するものとして被害予測を行う。

3 市職員の被害想定

国は、国民の25%が流行期間（8週間）にピークを作りながら順次罹患し、ピーク時（約2週間）には、従業員が発症して欠勤するだけでなく、むしろ家族の世話や看護等（学校・保育施設の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小等）により出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、従業員の最大40%程度が欠勤すると想定している。

本計画では、国及び市行動計画より、職員の30%が罹患し、ピーク時（約2週間）には最大

40%の職員が欠勤する状況を想定する。

4 ライフライン等の被害想定

本計画においては、ライフラインや情報システム機器等の被害はないものと想定する。

第3章 業務継続体制の確保

1 職員の感染予防・感染拡大防止

市政の運営を継続していくためには、業務の継続に必要な市職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

(1) 職員の感染予防

感染予防のための方策としては、手洗い等の励行とともに、十分な睡眠や休養を取り、規則正しい生活を送るなどの職員自らが健康管理を行うことが重要である。職員は自らがこれらの感染予防を行い、所属長は管下の職員が感染予防を実践するよう指導、監督する。

(2) 感染の拡大防止

① 職員の咳エチケットの徹底

咳やくしゃみの症状があるときは、人に咳やくしゃみをかけない咳エチケットを徹底する。

② 新型インフルエンザ等の症状を発現した職員に係る対応

職員は、急な発熱や激しい咳による気道の炎症などの症状を発現した場合には、速やかに適切な方法で医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

所属長は、職員が新型インフルエンザ等の症状を発現している場合又はその旨の連絡があった場合は、市民及び職場における他職員への感染を防止するため、当該職員の状況をよく把握した上で、医療機関への受診、病気の療養、出勤の自粛を求める。

③ 新型インフルエンザ等の症状を発現した職員が属する職場の対応

当該職場の他の職員については、職員及び所属長が健康管理にいつそう留意し、感染の予防と拡大防止のための対策をさらに徹底する。特に、体調に異変のある職員については、早急に適切な対応をとることを徹底する。

2 市有施設における感染拡大防止

申請窓口の受付方法や施設出入口等の制限を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設利用方法の変更を行う際には、市報こだいらやホームページ等において、市民及び事業者に周知する。

<感染拡大防止策>

事項	実施方法等
各種届出・申請等	・電話、郵送、メール等を活用し、可能な限り対面しない方法で対応する。
庁内会議	・緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施する。
市職員の出勤時の対応	・職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は施設入口に配備した体温計で検温する。 ・発熱や咳等の新型インフルエンザ等の症状がある職員の出勤自粛を徹底する。
来庁者（市民）への対応	・感染拡大防止のため、必要に応じ施設出入口を制限する。 ・市職員と来庁者の動線を分ける。 ・発熱や咳、くしゃみ等の新型インフルエンザ等の症状の来庁者とそれ以外の者の動線を分ける。

個人防護具の着用	・感染リスクが高いと推測される業務に従事される職員は、必要に応じてフェイスシールドや感染防止用ゴム手袋を着用する。
委託業者への対応	・市職員と同様の感染拡大防止策を講ずるよう要請する。

3 関係事業者への業務継続対策の要請

現在、市の多くの業務を民間事業者へ委託している。こうした委託業務を着実に履行せしめるため、委託事業者にあっても自己の職員の感染予防等の業務継続対策を講ずるよう、各所管課から要請する。

なお、指定管理者その他の関連事業者等についても同様とする。

4 正確な情報の収集と意識の共有

新型インフルエンザ等の発生状況や国の対応方針等を把握し、最新の情勢に応じて最も適切な対応を図り、業務を継続させるため、すべての職場において常に最新で正確な情報の把握及び共有に努め、あわせて意識の共有を図るものとする。

5 その他

前4項目のほか、各職場において、その業務の実態等に応じた適切な対策がある場合は、これを実施する。

第4章 優先業務

1 優先業務

(1) 優先業務

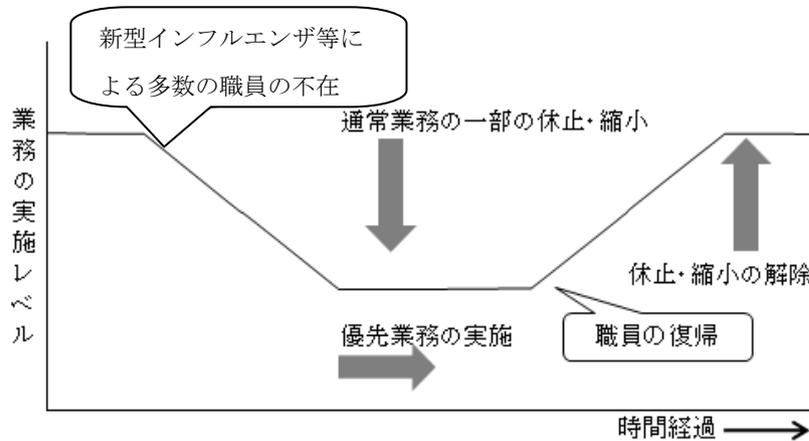
優先業務は以下のものとする。

- ①市対策本部業務（市行動計画及び小平市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年規則第34号）に規定されている分掌事務）
- ②市民生活及び市役所機能維持のために不可欠な業務

(2) 優先業務の継続

新型インフルエンザ等の流行により、十分な人員が確保できない恐れがある一方、市の業務のうち市民生活になくてはならない業務等については継続しなくてはならない。

職員に多くの不在が生じる場合にあっては、通常業務の一部を可能な限り休止又は縮小することにより人員を確保し、優先業務の執行に人員を集中的に投入することによって、これらの業務を優先的に継続するものとする。



(3) 市対策本部業務

部名	部長（副部長）	分掌事務
新型インフルエンザ等対策調整部	健康福祉部健康・保険担当部長（総務部危機管理担当部長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関すること。 2 市民生活の安全・安心に関すること。 3 健康センターの入庁管理及び維持管理に関すること。 4 東京都、他の区市町村、関係機関等との連絡調整に関すること。 5 本部の庶務に関すること。 6 市民、医療機関等からの相談に関すること。 7 市民の予防接種の実施に関すること。 8 職員の動員に関すること。 9 医療体制の確保に関すること。 10 野外収容施設の設定に関すること。 11 緊急物資等に関すること。 12 情報等の収集及び提供に関すること。 13 前各項に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。
新型インフルエンザ等対策企画政策部	企画政策部長（企画政策部行政経営担当部長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 情報通信ネットワーク等に関すること。 5 予算その他財務に関すること。 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。

新型インフルエンザ等対策総務部	総務部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎（健康福祉事務センターを除く。）の入庁管理及び維持管理に関すること。 2 職員の感染予防等に関すること。 3 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関すること。 4 職員の給与に関すること。 5 車両の調達及び配車に関すること。 6 電話回線に関すること。 7 物資等の調達に関すること。 8 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策市民部	市民部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋葬許可証及び火葬許可証の交付に関すること。 2 広聴に関すること。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策地域振興部	地域振興部長（地域振興部文化スポーツ担当部長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化施設等における感染予防等に関すること。 2 中小企業、農業団体等との対策に関すること。 3 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策子ども家庭部	子ども家庭部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等における感染予防等に関すること。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策健康福祉部	健康福祉部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康福祉事務センターの入庁管理及び維持管理に関すること。 2 社会福祉施設等における感染予防等に関すること。 3 高齢者、障害者等の支援に関すること。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策環境部	環境部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、ガス、水その他の資源の使用抑制に関すること。 2 ごみの処理に関すること。 3 下水道機能の維持に関すること。 4 下水道事業に係る工事の安全管理に関すること。 5 公園の維持管理に関すること。 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策都市開発部	都市開発部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通に関すること。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策都市建設部	都市開発部都市建設担当部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう、自転車駐車場等の維持管理に関すること。 2 都市計画事業（下水道事業を除く。）に係る工事の安全管理に関すること。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策会計部	会計管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関すること。 2 財務会計システムその他公金の出納業務の維持に関すること。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策教育部	教育部長（教育部教育指導担当部長及び教育部地域学習担当部長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設における感染予防等に関すること。 2 教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。 3 東京都教育委員会との連携に関すること。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策議会事務局	議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策監査事務局	監査事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。

2 業務の絞り込みの考え方

優先業務の継続及び通常業務の休止又は縮小（以下「業務の絞り込み」という。）に当たっては、次の点を基本的な考え方とする。

- (1) 優先業務の継続に必要な人員を確保するため、積極的に休止又は縮小を検討する。
- (2) 休止及び縮小は、平時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持等に係る重要性をもって判断する。
- (3) 法令上休止又は縮小できない業務については、継続する。
- (4) 公共施設、イベント、集会等は、感染拡大防止の目的をもって一律に閉鎖又は中止するものではないが、継続又は実施の重要性を勘案し、優先業務の継続のために必要である場合は、休止（閉鎖又は中止）若しくは縮小とする。

優先業務を選定するため、通常業務を以下のとおり区分した。

優先度区分		内容	具体例
通常業務	継続業務 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命や健康を守る業務 ・市民生活の維持に係る業務 ・法令上休止又は縮小できない業務 ・市政運営に必要な業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、介護業務など生活支援業務 ・選挙や戸籍事務など ・情報システム関連
	縮小業務 (B)	継続・休止以外のもの	
	休止業務 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の人が集まる施設業務 ・その他、緊急性を要しないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修 ・内部業務

第5章 本計画の実施

1 本計画発動前の検討事項

本計画を発動する前に、次の態勢により、業務の絞り込みを実施せず、市対策本部業務と通常業務の継続が可能か検討する。

(1) 態勢

市対策本部業務や、新型インフルエンザ等に関する業務が増大し、所管業務の維持に支障が生じる懸念が高まった場合、感染拡大防止対策等で市有施設の休館やイベントの中止等により業務を縮小せざるをえない職場から、業務が増大した職場へ職員の応援を行うことで、業務の絞り込みを実施しない態勢を維持する。

(2) 応援職員の派遣手順

市対策本部業務や、新型インフルエンザ等に関する業務が増大し、所管業務の維持に支障が生じる懸念が高まった当該部署の本部員の発議に基づき、市対策本部会議で協議のうえ、本部長が応援態勢の実施を決定する。応援態勢の実施が決定した場合は、原則、当該本部員と応援職員の派遣が可能な部署の本部員との間で応援職員の調整を行い、その結果を新型インフルエンザ等対策調整部に報告する。

なお、複数の部署で応援態勢を要するような全庁的な対応が必要な場合には、新型インフルエンザ等対策調整部において、応援職員の調整を実施する。

(3) その他

新型インフルエンザ等の感染状況等を鑑み、1 (1) の態勢のほか、執務室を分けて業務を行うなど、できる限り、業務の絞り込みを実施しない勤務態勢を確保することとする。

2 本計画の発動手順

(1) 一職場において職員(※)の多数が不在となった場合で、所管業務の絞り込みが必要であるときは、当該職場を所管する本部員の発議に基づき、市内の新型インフルエンザ等罹患状況や、職員の新型インフルエンザ等罹患などによる休暇状況を踏まえ、市対策本部会議において協議のうえ、本部長が決定する。

(2) 本部員は、2 (1) の発議を行うに当たっては、当該職場における感染等の状況を報告するとともに、当面の間(概ね4週間)に休止又は縮小する業務及び優先業務を示すものとする。

(3) その他定めのないことは、本部長が決するところによる。

※「職員」とは、常勤職員及び再任用職員のことをいう。

3 本計画発動後の応援職員の派遣手順

(1) 優先業務の継続にあたり、業務の絞り込みを行い、職場内での人員確保を図ってもなお人員の不足が生じるときは、当該職場の属する部内において職員の応援について調整する。

(2) 部内における調整を行ってもなお人員の不足が生じるときは、他部の職員の応援について調整する。なお、業務の特殊性により特定の職員(前任者、有資格者等)の応援が必要な場合があるので配慮する。

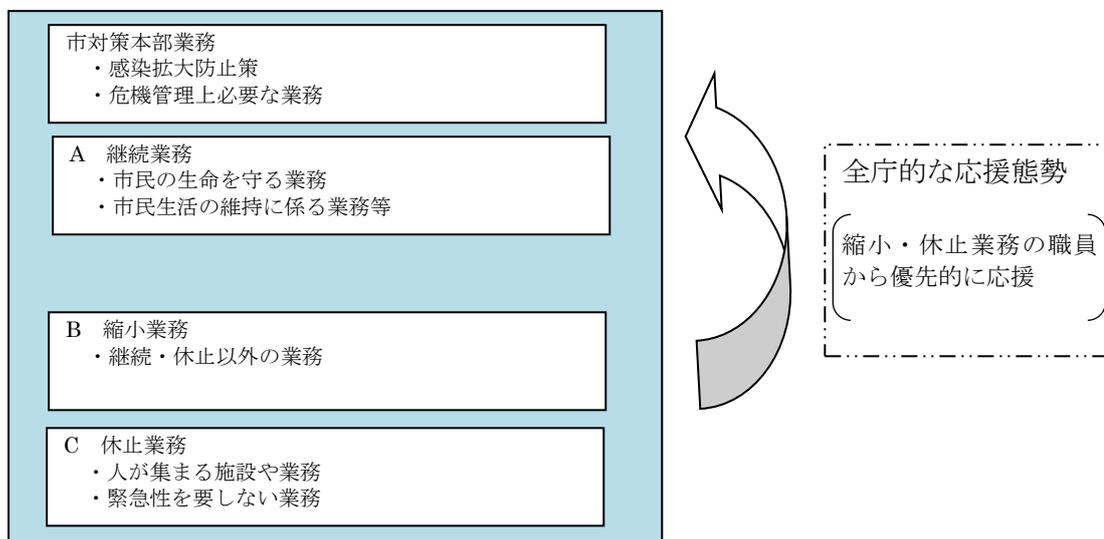
(3) 応援職員を派遣する職場にあつては、そのために必要があるときは業務の絞り込みを行う。

(4) 応援態勢の実施((1)の部内調整も含む)については、1 (2) の場合と同様に、当該職場を所管する本部員の発議に基づき、市対策本部会議において協議のうえ、本部長が決定する。

(5) 応援態勢の実施が決定した場合は、原則、当該本部員と応援職員の派遣が可能な部署の本部員との間で応援職員の調整を行い、その結果を新型インフルエンザ等対策調整部に報告する。

なお、交代制勤務など全庁的な対応が必要な場合には、新型インフルエンザ等対策調整部において、応援職員の調整を実施する。

<業務の整理と応援態勢>



4 その他の業務継続態勢

新型インフルエンザ等の感染状況等を踏まえ、職員の新型インフルエンザ等の罹患等による不在状況に関わらず、業務継続の観点から業務の絞り込みを要する勤務態勢（交代制勤務など）を実施する場合は、新型インフルエンザ等対策総務部の本部員の発議に基づき、市対策本部会議で協議のうえ、本部長が実施を決定する。

5 全庁的な配慮

本計画を発動した場合は、優先業務の継続について全庁的に配慮し、各種書類の提出については、可能な限り省略又は提出期限の延期等の措置を行うものとする。

6 本計画の発動の解除

市対策本部を廃止する場合には、本計画の発動を解除する。

また、不在となった職員の治癒等により、業務の絞り込み及び応援態勢の継続の必要がなくなった場合は、各本部員が市対策本部会議で報告のうえ、業務縮小の解除及び計画の発動の解除を本部長が決定する。

7 本計画の見直し

市行動計画が修正された場合や、国・都の計画等が見直された場合は、必要に応じて本計画を見直す。

小平市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）

平成21年12月策定
（令和2年12月修正）

編集・発行 小平市総務部防災危機管理課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話 : (042) 346-9519

FAX : (042) 346-9513

電子メール : bosaikikikanri@city.kodaira.lg.jp